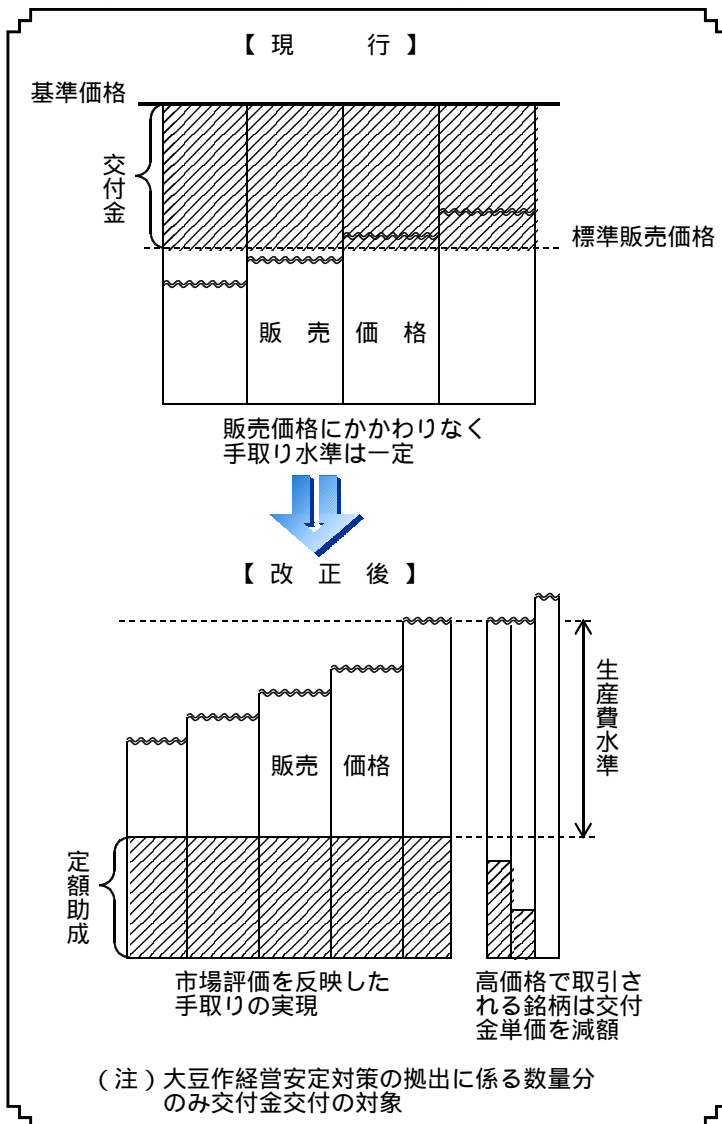


## 大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正案国会へ

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案が2月10日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

本法案は、昨年9月に決定された「新たな大豆政策大綱」を受けて、現行の大豆なたね交付金暫定措置法を改正するもので、その主な内容は以下のとおりとなっています。

交付金制度について生産費を基準に定める基準価格と販売価格との差額を補てん



する不足払方式から、事前に定める定額の交付金単価（全銘柄一律）による助成方式に改める。

交付金の交付対象は、大豆作経営安定対策の拠出に係る数量分のみとする。

ある銘柄の販売価格が生産費水準を超えるときは、当年産の当該銘柄について交付金単価を減額する。

大豆の売渡しの委託先に係る登録集荷業者制度を廃止する。

従来制度の下では、販売価格のいかんにかかわらず生産者手取りが平準化される傾向にありましたが、新たな制度の下では、市場評価がそのまま生産者手取りに反映されることとなります。

したがって、生産・販売に一層の努力をした生産者がより高い手取りを実現できるようになります。

新たな制度は、12年産大豆から適用されることとなっています。

発行：不定期

発行元：農林水産省畑作振興課 豆類班 tel 03-3502-8111（内線4318、4319）

- ・記事や大豆生産振興に関する御質問・御感想など、御自由にお寄せください。
- ・記事を転載される場合は、御一報ください。
- ・<URL> <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/hatashin/>